

2. 制度の概要

大阪府化学物質管理制度(管理化学物質)

大阪府独自指定物質+VOC

- 1 エチレングリコールモノブチルエーテル
- 2 ギ酸
- 3 2-クロロ-1,3-ブタジエン(別名クロロブレン)
- 4 クロロメチルメチルエーテル
- 5 酢酸ブチル
- 6 三塩化リン
- 7 シクロヘキサノン
- 8 シクロヘキサン
- 9 3,3'-ジメトキシ-4,4'-ジアミノビフェニル(別名ジアニシジン)
- 10 チオセミカルバジド
- 11 2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン(別名メラミン)
- 12 3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキセン-1-オン(別名イソホロン)
- 13 1-ナフチルアミン
- 14 2,2',2''-ニトリロトリエタノール(別名トリエタノールアミン)
- 15 1-ブタノール
- 16 2-ブタノン(別名メチルエチルケトン)
- 17 2-フランメタノール(別名フルフリルアルコール)
- 18 メタノール(別名メチルアルコール)
- 19 1-メチル-4-ニトロベンゼン(別名p-ニトロトルエン)
- 20 4-メチル-2-ペンタノン(別名メチルイソブチルケトン)
- 21 硫酸ジエチル
- 22 硫酸ジメチル
- 23 リン酸ジブチル
- 24 条例第十七条第二項に規定する揮発性有機化合物(事業活動に伴い使用される燃料に含まれるものを除き、塗装、印刷又は接着以外の過程で使用されるものについては、一気圧の状態で沸点が摂氏一五〇度以下であるものに限る。)